

鶴岡市地域包括支援センター運營業務委託に関する公募型プロポーザル 実施要領

1 案件名称 令和8年度地域包括支援センター運營業務委託

2 業務の目的

地域包括支援センター運營業務の目的は、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする。

3 業務概要

(1) 業務場所 鶴岡市内 第三学区、湯田川・田川地区

日常生活圏域	高齢者人口 (R7.9.30現在)
第三学区	3,901人
湯田川・田川	714人

※第三学区と湯田川・田川を分けて応募することも可能。ただし、本委託業務に要する人員は全体で最大3名とする。

(2) 業務履行期間 令和8年7月1日から令和9年3月31日まで

(3) 業務内容

- ① 総合相談支援事業業務 (介護保険法第115条の45第2項第1号)
- ② 権利擁護事業業務 (介護保険法第115条の45第2項第2号)
- ③ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業業務
(介護保険法第115条の45第2項第3号)
- ④ 介護予防ケアマネジメント業務 (第1号介護予防支援事業)
(介護保険法第115条の45第1項第1号二)
- ⑤ 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築業務
(介護保険法第115条の46第7項)
- ⑥ 地域ケア会議推進事業業務 (介護保険法第115条の48第1項及び第2項)
- ⑦ 認知症総合支援事業業務 (介護保険法第115条の45第2項第6号)

※具体的内容については、別紙「令和8年度地域包括支援センター運營業務委託仕様書」を参照のこと。

4 委託費及び配置基準

委託費の上限は15,626,775円とする。

委託費に対して、配置人員の上限は3名(1名あたり5,208,925円)とする。

配置基準は、鶴岡市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例（平成 27 年鶴岡市条例第 11 号）及び鶴岡市地域包括支援センターの職員等に係る基準及び員数を定める要綱（平成 30 年鶴岡市告示第 333 号。以下「要綱」という。）に定めるとおり配置し、その職員は専らその職務に従事する常勤の職員とする。

5 選定方式及び契約方法

本業務は、価格のみによる競争では目的を達成できないため、専門的な知識・経験等を有する業者からの提案を広く公募し、プレゼンテーション（ヒアリング）を行って提案内容を評価するプロポーザル方式によって受注候補者を特定する。また、受注候補者と仕様等について協議を行い、協議が整った時点で当該業者と随意契約を締結する。

6 参加資格

本件プロポーザルに参加する資格を有する者は、介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 140 条の 67 に規定する法人で、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 鶴岡市内に法人等の本部を置き、かつ介護保険サービスを提供する事業所があること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行っている者（再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (4) この公告の日から契約締結の日までの間のいずれの日においても、鶴岡市の指名停止措置を受けていない者であること。
- (5) 鶴岡市に納付すべき市税の滞納がない者であること。
- (6) 国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。
- (7) 「地域包括支援センターの設置運営について」[最終改正：令和 7 年 7 月 17 日（老高発 0717 第 1 号、老認発 0717 第 2 号、老老発 0717 第 1 号）]を参考に運用すること。
- (8) その他、地域包括支援センターの設置・運営にあたり、別に定める仕様書及び介護保険法等関係法令を遵守すること。

7 参加申込の手続等

(1) 担当部署

〒997-8601 山形県鶴岡市馬場町 9 番 25 号

鶴岡市 健康福祉部 地域包括ケア推進課（鶴岡市役所 1 階）

電話（ダイヤルイン）0235-35-1251

メールアドレス houkatsukea@city.tsuruoka.yamagata.jp

(2) 選考スケジュール

公告	令和8年4月 7日 (火)
実施要領等の配付期間	令和8年4月 7日 (火) ~ 同年4月24日 (金) まで
質問書受付期間 (様式第8号)	令和8年4月 7日 (火) ~ 同年4月15日 (水) 午後5時まで
質問書に対する回答期限・回答方法	令和8年4月20日 (月) 市ホームページに掲載します。
参加申込書の受付期間	令和8年4月 7日 (火) ~ 同年4月24日 (金) 午後5時まで
企画提案書の提出者の選定通知	令和8年4月28日 (火)
企画提案書の受付期間	令和8年4月28日 (火) ~ 同年5月13日 (水) 午後5時まで
プレゼンテーション (ヒアリング) の実施	令和8年5月28日 (木)
企画提案書の選定通知	令和8年6月上旬

(3) 実施要領等の配付期間及び配付場所

ア 配付期間 令和8年4月7日 (火) ~同年4月24日 (金) 午後5時まで

イ 配付場所 (1) に同じ

鶴岡市ホームページからもダウンロードできます。

[http://211.10.75.81/93501014-da66-427f-842a-](http://211.10.75.81/93501014-da66-427f-842a-34c5d3afdee5/tiikihoukatsu01202604021411005782026000214.html)

[34c5d3afdee5/tiikihoukatsu01202604021411005782026000214.html](http://211.10.75.81/93501014-da66-427f-842a-34c5d3afdee5/tiikihoukatsu01202604021411005782026000214.html)

8 参加申込書の作成等

(1) 受付期間 令和8年4月7日 (火) ~同年4月24日 (金) 午後5時まで

※ 郵送の場合は、4月24日 (金) 消印有効

(2) 提出場所 7 (1) の担当部署に同じ

(3) 提出方法 持参又は郵送 (簡易書留)

※ 持参の場合は、受付期間のうち土・日・祝日等を除く午前8時30分から午後5時まで

※ 提出資料の作成及び提出に要する費用は提出者の負担とする。

(4) 提出書類及び部数

次のア~ケの書類を作成し、各1部を提出してください。ただし、鶴岡市競争入札参加者名簿に登録している場合は、オ、カ、キ及びクは提出不要です。

(ウ、オ、カ及びキについては、提出日の3か月前の日以降に発行されたもの。)

ア 参加申込書 (様式第1号)

- イ 実績報告書（様式第2号）
- ウ 商業登記簿謄本（写しでも可）
- エ 提出期限の属する事業年度の直前の事業年度の財務諸表（法人の場合は、直前1事業年度の「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」及び「注記表」の写し）
- オ 市税の完納証明書（原本。本市に納付すべき市税の滞納がないことを証明したものの。ただし、本市における納税義務のない者は申立書（様式第3号）を提出すること。）
- カ 納税証明書（写しでも可。国に納付すべき消費税及び地方消費税の納税証明書（その3未納の税額がないこと用））
- キ 印鑑証明書（原本）
- ク 委任状兼使用印鑑届（様式第4号）（契約締結等に関する権限を支店長、営業所長等に委任する場合、実印と異なる印鑑を契約等に使用する場合に提出すること。）
- ケ 誓約書（様式第5号）

9 プロポーザル参加資格の確認（企画提案書の提出者の選定）

8で提出された参加申込書等をもとに参加資格の確認を行い、提出者全員に参加資格確認結果を通知します。

※ 参加申込書の提出者が1者のみ又はいない場合の取扱い

- ① 参加申込書の提出者がいない場合は、本件プロポーザルを取り止めます。
- ② 参加申込書の提出者が1者のみの場合は、当該1者について、参加資格の確認を行います。

10 企画提案書の作成等

(1) 受付期間 令和8年4月28日（火）～同年5月13日（水）午後5時まで

※ 郵送の場合は5月13日（水）消印有効

(2) 提出場所 7（1）の担当部署に同じ

(3) 提出方法 持参又は郵送（簡易書留）

※ 持参の場合は、受付期間のうち土・日・祝日等を除く午前8時30分から午後5時まで

※ 提出資料の作成及び提出に要する費用は提出者の負担とする。

(4) 企画提案書の作成方法及び提出部数

① 企画提案書は、別紙様式に記載し、作成すること。

欄が不足する場合は、適宜、追加すること。また、別の説明資料を添付する場合は、企画提案書の様式に「別添資料○のとおり」と記載し、資料にも「資料○」と記載すること。

② 企画提案書の必須記載項目は、「鶴岡市地域包括支援センター運營業務委託 受託法人選定基準」のとおり、以下のとおりとする。

- ア 法人ならびに事業所運営に関すること
- イ 地域包括支援センターの業務に関すること
- ウ 業務管理に関すること
- エ 運営費に関すること

③ 提出部数 10部

1.1 企画提案書の評価及び評価方法

10で提出された企画提案書をもとに地域包括支援センター運營業務受注候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）で評価を行います。

(1) プレゼンテーション（ヒアリング）の実施

- ア 実施日 令和8年5月28日（木）
- イ プレゼンテーションの時間、内容、方法等については、参加資格の確認結果通知時に別途通知します。

(2) 評価方法 別添のとおり

(3) 受注候補者の特定

選定委員会の評価が高い順に、本業務の受注候補者1名、次順位者を特定します。

(4) 選定（様式第6号）もしくは非選定（様式第7号）の結果通知

企画提案書の提出者全員に選定結果を通知します。

なお、特定者に対する採用通知は、評価の結果、受注候補者として特定された事実を通知するものであり、業務の受注者として決定したものではありません。通知後、鶴岡市と受注候補者との間で契約締結に向けた協議を行います。

(5) 非選定理由に関する事項

- ア 選定されなかった旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して10日以内に書面（様式は任意）により、非選定理由の説明を求めることができます。
- イ アの回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面によって行います。
- ウ 非選定理由の説明請求の受付場所及び受付時間は次のとおりです。
 - 受付場所 7（1）の担当部署に同じ
 - 受付時間 午前8時30分から午後5時まで

(6) 企画提案書の提出者が1者のみ又はいない場合の取扱い

- ① 企画提案書の提出者がいない場合は、本件プロポーザルを取り止めます。
- ② 企画提案書の提出者が1者のみの場合は、当該1者について、評価委員会において受注候補者としての適否を審査します。

(7) 評価点が同点になった場合の取扱い

選定委員会による評価の結果、同点になった場合は、受託法人選定基準の「①法人ならびに事業所運営に関すること（55点）」の点数が高い者を受注候補者に決定します。

それでもなお同点の場合は、くじにより受注候補者を決定します。

1 2 契約の締結

- (1) 本業務の契約は、選定委員会を経て特定した受注候補者と、業務内容について協議等を行って仕様書の内容を確定した後に、改めて見積書を提出していただき、契約を締結するものとします。
- (2) 仕様書の確定に際しては、提案された内容が基本となりますが、受注候補者と本市との協議により、必要に応じて内容を変更した上で契約を締結するため、契約額は企画提案書に記載した見積額と同額になるとは限りません。
- (3) 受注候補者と契約が締結できなかった場合又は失格条件に該当すると認められた場合には、次点の提案者と契約交渉を行うものとします。

1 3 失格条件

次に掲げるいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めた場合
- (2) 他の参加者と企画提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- (3) 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示した場合
- (4) 評価及び審査の公平性を害する行為があったと市長が認めた場合
- (5) 提出書類が提出期限を過ぎて提出された場合
- (6) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (7) 4の委託費の上限額を超えた見積額を記載した企画提案書を提出した場合
- (8) 実施要領の内容に違反すると市長が認めた場合
- (9) 評価の結果、合計点が50点未満の者又は選定委員の過半数が0点の評価項目がある者について、選定委員会が失格と決定した場合
- (10) その他、市の指示に違反する場合

1 4 その他の留意事項

- (1) 業務の実績等については、日本国内の業務の実績等をもって判断するものとします。
- (2) 参加申込書が提出されなかった場合又は参加資格がある旨の通知を受けなかった場合は、企画提案書を提出できないものとします。
- (3) 参加資格がある旨の通知を受けた者が、提出期限までに企画提案書を提出しない場合は、辞退したものとみなします。

- (4) 参加申込書及び企画提案書の作成及び提出並びにプレゼンテーション（ヒアリング）等に要する費用等は、全て参加者の負担とします。
- (5) 提出された参加申込書及び企画提案書は返却しません。
- (6) 提出された企画提案書類の著作権は、その提出者に帰属することとします。
- (7) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法又は維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て参加者が負うものとします。
- (8) 提出された参加申込書及び企画提案書は、受注候補者の選定以外に提出者に無断で使用しません。なお、選定に必要な範囲において複製をすることがあります。
- (9) 参加者は、複数の参加申込書及び企画提案書を提出することはできません。
- (10) 提出期限以降における参加申込書及び企画提案書の差替及び再提出は認めません。
- (11) 提出された企画提案書等は、鶴岡市情報公開条例（平成 17 年条例第 8 号）に基づく情報公開請求の対象となります。
- (12) 参加申込書又は企画提案書の提出後に辞退をする場合は、辞退届（様式自由）を担当部署に持参又は郵送により提出してください。
- (13) 参加者（又は参加を予定している者を含む。）又はその関係者は、選定委員会の委員に接触することを禁止し、接触の事実が認められた場合には、失格とすることがあります。
- (14) 本業務は、プロポーザル方式により受注者を選定するものであるため、具体的な業務内容は企画提案書に記載された内容を反映しつつ鶴岡市との協議に基づいて決定するものとします。
- (15) 受注者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、鶴岡市は契約を解除できるものとします。この場合、市に生じた損害は受注者が賠償するものとします。
- (16) 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他の不可抗力等により、事業計画の変更又は中止する場合があります。この場合、参加者に対して鶴岡市は一切の責任を負わないものとします。
- (17) 参加者は、参加申込書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとします。